



7月1日から 養育費確保支援事業を 実施します

ひとり親の方はもちろん、離婚を検討中の方へも大切な
お知らせです。

養育費は、子どもの健やかな成長を支えるために、重要な役割を担
う大切なものです。

ひとり親家庭の親（現に子を扶養している方）が、養育費を継続し
て受け取れるよう支援するため、養育費の取り決めに係る**公正証
書等の作成費用**や**養育費保証契約に係る保証料**を補助します。

公正証書等作成 促進補助金

養育費に関する公正証書等の作成につい
て、本人が負担した費用を補助します。

- ・ 1人1回のみ
- ・ 上限4万3千円

※令和4年7月1日以降に作成したものに限
ります。

養育費保証契約 保証料補助金

保証会社等と養育費保証契約を締結した
方の初回保証料を補助します。

- ・ 1人1回のみ
- ・ 上限5万円

※令和4年7月1日以降に契約したものに限り
ます。

まずはご相談ください!!

市役所にて**司法書士による相談会**
を開催します。

離婚の前後を問わず、様々な相談に応じま
すので**市民相談室**まで、お気軽にお申込み
ください。

◎離婚前後の悩み・養育費相談◎
毎月 第2火曜日 13時～16時

※予約制です。

【お問い合わせ】

安中市役所 市民部市民課 市民相談室

電話：027-382-1111（内線 1207）

メール：shiminn@city.annaka.lg.jp

HP：<https://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/shimin/shiminsoudan/youikuhi.html>

詳しくは市HPをご覧ください▶

